

産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書

2024年 6月 13日

（宛先）
越谷市長

報告者 埼玉県越谷市南越谷1-20-10
大樹生命南越谷ビル6階
住友林業ホームテック株式会社
埼玉東支店
支店長 酒井 豊
（電話番号 048-990-6620）

2024年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	住友林業ホームテック株式会社
事業場の所在地	埼玉県越谷市南越谷1-20-10大樹生命南越谷ビル6階
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
変更の概要	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	2023年度 元請完成工事高 935百万円
③ 従業員数	34名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙Ⅰの通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙Ⅱの通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	404.2 t	t
	(これまでに実施した取組) ・できる限り実寸発注を実施した		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	440 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・排出時の分別を徹底しリサイクル率を向上させる ・レンタル養生材を活用して産廃発生の抑制に努める		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラ、紙くず、木くず、廃石膏ボードの分別を徹底
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現場へ「分別一覧表」を掲示して分別を徹底 ・現場を巡回し分別状況の確認を実施し、指導も行う

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	404.2 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	404.2 t	t
	再生利用業者への処理委託量	363 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・年に一回委託業者へ委託処理した廃棄物が適正処理されていることを確認している		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	440 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	440 t	t
	再生利用業者への処理委託量	394 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者への委託を継続する		
※事務処理欄			

備考

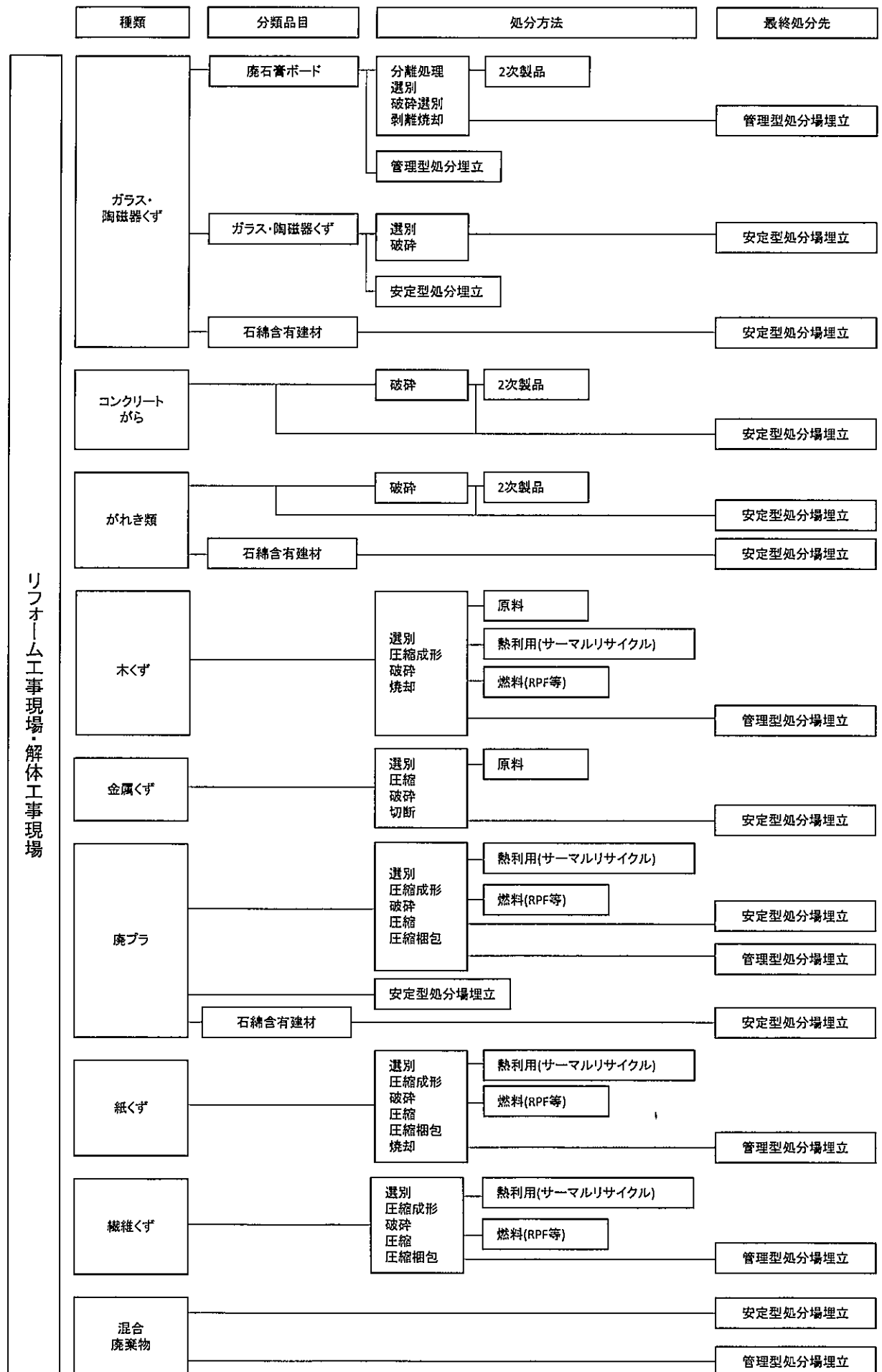
- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

建設系回収業者以外からの回収
を行う業者への処理委託量

(特別管理) 産業廃棄物の種類	排出物に関する事項		自らの再生利用に関する事項				自らの資源回収に関する事項				処理委託に関する事項							
	自らの再生利用を行う (特別管理産業廃棄物の量)		自らが回収を行う (特別管理産業廃棄物の量)		自らが中間処理により処理する (特別管理産業廃棄物の量)		自らが焼却可能な資源投入量を 行う(特別管理産業廃棄物の量)		建設系回収業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		建設系回収業者への 処理委託量		建設系回収業者以外からの回収 を行う業者への処理委託量			
	現状	計量	現状	計量	現状	計量	現状	計量	現状	計量	現状	計量	現状	計量	現状	計量		
廃プラスチック類	21.7	25	0	0	0	0	0	0	0	21.7	25	21.7	25	17.6	20	0	0	
紙くず	7.8	10	0	0	0	0	0	0	0	7.8	10	7.8	10	7.8	10	0	0	
木くず	99.6	103	0	0	0	0	0	0	0	99.6	103	99.6	103	99.6	103	0	0	
繊維くず	2.2	5	0	0	0	0	0	0	0	2.2	5	2.2	5	2.2	5	0	0	
金属くず	20.2	22	0	0	0	0	0	0	0	20.2	22	20.2	22	20.2	22	0	0	
ガラス・陶磁器くず	55.5	60	0	0	0	0	0	0	0	55.5	60	55.5	60	48.7	53	0	0	
建設混合廃棄物(安定型)	1.7	3	0	0	0	0	0	0	0	1.7	3	1.7	3	1.5	2	0	0	
建設混合廃棄物(管理型)	28.2	30	0	0	0	0	0	0	0	28.2	30	28.2	30	25.3	27	0	0	
がれき類	121.4	125	0	0	0	0	0	0	0	121.4	125	121.4	125	106.7	110	0	0	
焼石膏ボード	31.4	40	0	0	0	0	0	0	0	31.4	40	31.4	40	27.6	35	0	0	
コンクリートから	5.8	7	0	0	0	0	0	0	0	5.8	7	5.8	7	5.8	7	0	0	
石綿	8.7	10	0	0	0	0	0	0	0	8.7	10	8.7	10	0	0	0	0	
合計	404.2	440	0	0	0	0	0	0	0	404.2	440	404.2	440	363	394	0	0	

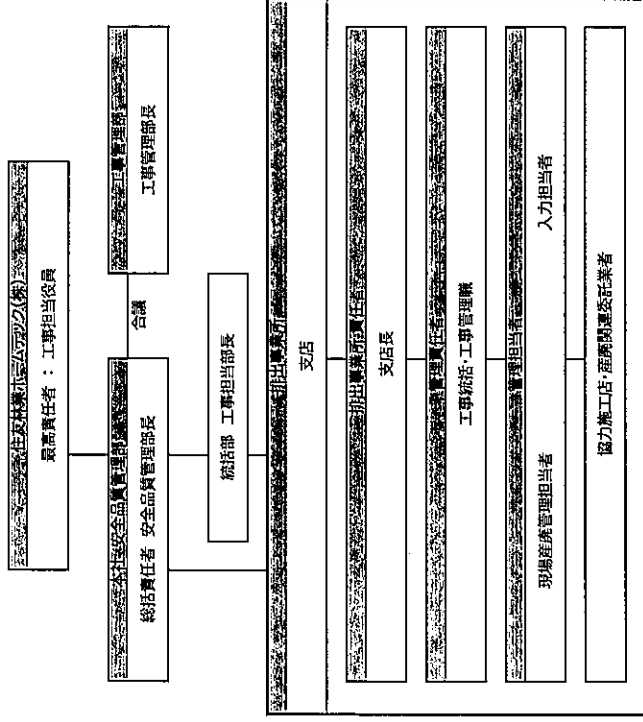
別表 I

産業廃棄物処理フロー



住友林業ホームテック株式会社 産業廃棄物管理体制図

1. 産業廃棄物管理規程-第6章-第12条に基づく細則として、以下のとおり定める。



(用語の定義)

- ①「産廃産業廃物」とは、廃物法第2条第4項及び第5項に規定される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物をいう。
②「排出産業廃物」とは、事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業所であって、工場、研究所、倉庫、事務所等一定の場所での排出産業廃物をいう。

※異議を申し立てる権利を行使する権利

安全品質管理部		状況		対応措置	
	支店長	支店長	工場長	工場長	工場長
安全品質管理					
①産業廃棄物管理等に関する会社の基本方針の作成、並びに指示指導・教育に関する事項					
②産業廃棄物の適正処理に関する総規程、管理体制等の制定改善					
③処理業務遂行のための情報収集、指示、検査、財言、及び社内関係部署との連絡調整					
④廃棄物及び汚泥系法令等の研究及び行政官庁との連絡調整					
⑤産業廃棄物の排出状況、貯蔵状況及び利用状況の把握及び分析					
⑥法令・行政庁の指導内容の周知					
⑦産業廃棄物の収束運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の合議					
⑧住民意識向上と関係調整					
工事管理課					
以下の業務において、合議承認を要する					
①産業廃棄物管理等に關する会社の基本方針の作成					
②産業廃棄物の適正処理に関する総規程、管理体制等の制定改善					
③産業廃棄物の収束運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の合議					
排出事業所責任者(排出事業所等の長)					
①会社方針に則した支店の方針に関する事項					
②排出業務前等の産業廃棄物管理に関する事項を統括する					
③排出業務管理者(管理責任者、警備担当者)に、必要に応じて特別管理産業廃棄物責任者の任命					
④取引関係における排出事業者の役割及び当該責任に及びた産業廃棄物の適正処理に関する指示及び関係者との協議					
⑤支店の産業廃棄物管理業務委託業者の採用に関する事項					
⑥産業廃棄物の収束運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の締結					
⑦社内関係部署との情報交換、協議、連絡調整					
排出事業所責任者(排出事業所の工務部長)					
①産業廃棄物処理の現場事務の指示、指導及び報告					
②産業廃棄物処理業務の集計、記録の保存及びその報告					
③マニフェスト(産業廃棄物管理票)の処理、管理及び保存					
④産業廃棄物に関する委託契約書の作成、更新管理及び保存					
⑤産業廃棄物収集運搬業者及び処理処分業者等の施設等の設備、諸費、選定及び教育					
⑥従業員及び取引業者に対する産業廃棄物に関する教育の開催					
⑦廃場及び引取場所への引取手配に並い、関係行政機関等に対する申請、報告に関する事項					
警備担当者・入カ担当者					
①電子マニフェスト登録、期限管理					
②産業廃棄物処理業務の集計、記録の保存					
③マニフェスト(産業廃棄物管理票)の保存					
④産業廃棄物に関する委託契約書の保存					
工事担当者・メンテナンス担当者					
①マニフェスト(産業廃棄物管理票)等の交付					
②産業廃棄物の分別及び月渡し時の確認					
③協力施工等の下請業者の監督及び指導					
④産業廃棄物の保管基準遵守に関する事項					
⑤産業廃棄物の発生抑制への工夫ならびに再資源化及び再生利用の推進					

[注] ●は兼任者、○は副責任者とし、副責任者は該当業務を全任者に押し協力する。

【注】●は買手者、○は取次者とし、取次者は該当業務を買手者に対し協力する。